北九州市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業補助金交付要綱

(目的)

- 第1条 この要綱は、建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられたアスベストの分析調査事業及び 除去等事業に要する費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、アスベストの 飛散による健康被害を予防し、市民の生活環境の保全を図ることを目的とする。
- 2 前項の補助金の交付については、北九州市補助金等交付規則(昭和41年北九州市規則第2 7号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。 (定義等)
- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一 アスベスト アスベスト及びアスベスト含有ロックウール (石綿障害予防規則 (平成17年厚生労働省令第21号) 第2条に規定する石綿等をいう。) で綿状のものに限る。
 - 二 補助対象建築物 本市の区域内に存する吹付けアスベスト等が施工されている(アスベスト分析調査事業については、施工されているおそれのある)建築物をいう。ただし、除却する予定のものを除く。
 - 三 分析調査事業 建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられた建材に係るアスベストの含有の 有無について行う定性分析及び含有量について行う定量分析の調査をいう。
 - 四 除去等事業 建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられたアスベストについて除去、封じ込め又は囲い込みの措置(以下「除去工事等」という。)を行うことをいう。
 - 五 所有者等 次のいずれかに該当する者をいう。
 - イ 所有権を有する者
 - ロ 建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)に定める区分所有者の団体 又は管理者
 - ハ イ又は口に掲げる者の同意を得て補助事業者となり得る者
 - 六 大規模な事業者 資本金の額又は出資の総額が3億円を超える会社並びに常時使用する 従業員の数が300人を超える会社及び個人をいう。
 - 七 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下 「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
 - 八 暴力団員 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
 - 九 暴力団等と密接な関係を有する者 次のいずれかに該当する者をいう。
 - イ 暴力団員が役員となっている事業者
 - ロ 暴力団員の内妻等が代表取締役を務めているが、実質的には当該暴力団員がその運営を 支配している事業者
 - ハ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用、使用している者
 - ニ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を 締結している者
 - ホ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
 - へ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に

非難される関係を有している者

- 十 建築物石綿含有建材調査者 建築物石綿含有建材調査者講習登録規定(平成25年国土交 通省告示第748号)第2条第2項に規定する者をいう。
- 十一 補助金交付申請者 補助金の交付を受けて補助事業を行おうとする者
- 通省告示第748号)第2条第2項に規定する者をいう。

(補助金の交付対象者)

- 第3条 この補助金の交付を受けることができる者は、次の要件を満たす者とする。
 - 一 補助対象建築物の所有者等であること。
 - 二 国、地方公共団体又は大規模な事業者以外の者であること。
 - 三 国及び本市以外の団体が所管するアスベスト除去関連の補助事業において、直接補助金を 受けて施行者となり得る者以外であること。
 - 四 補助対象建築物について、国、県及び他の公共団体からこの要綱と同様の補助金の交付を受けていないこと。
 - 五 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団等と密接な関係を有する者でないこと。
 - 六 市税を滞納していないこと。

(補助対象事業)

第4条 この補助金の交付対象となる事業は、北九州市内に本店、支店、営業所等を有する法人 事業者又は北九州市内の個人事業者(ただし、市内事業者に委託又は請負契約ができない特別 な理由があると市長が認める場合は、この限りではない)が所有者等からの委託又は所有者等 との請負契約により行う補助対象建築物の分析調査事業及び除去等事業で、事業の内容が別表 1に定める基準に適合するものとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、別に定める補助金交付要領のとおりとする。

(補助金の交付申請)

- 第6条 分析調査事業に係る補助金を受けようとする者は、別に定める補助金交付申請書(分析調査事業)に関係書類を添えて、事業実施前に市長に提出しなければならない。
- 2 除去等事業に係る補助金を受けようとする者は、別に定める補助金交付申請書(除去等事業) に関係書類を添えて、事業実施前に市長に提出しなければならない。
- 3 補助金交付申請者は、前項の申請を行う場合において、補助対象建築物について権利を有す る者があるときは、原則としてその全ての者から補助事業の実施について、別に定める補助金 交付申請同意書により、同意を得なければならない。
- 4 補助金交付申請者は、権利を有する他の全ての者の同意を得ることが困難なときは、別に定める紛争等が生じた場合の誓約書の提出をもって代えることができる。この場合、補助金交付申請同意書を省略することができる。
- 5 この要綱に基づく補助金の交付は、補助対象建築物につき分析調査及び除去等事業それぞれ 1回限りとする。
- 6 補助金交付申請者は、第6条第1項、第6条第2項、第9条、第11条に規定する申請等の

手続きを、第三者に代行させることができる。この場合において、補助金交付申請者は申請等事務代行届出を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定等)

- 第7条 市長は、前条各項の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、別に定める補助金交付決定通知書により申請者に通知する。
- 2 前項の規定により通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、前項の通知後に事業を実施するものとする。
- 3 市長は、補助金を交付することが不適当と認めたときは、別に定める補助金不交付決定通知 書により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

- 第8条 補助事業者は、前条の規定による補助金交付決定を受けたのち、事情により補助対象事業を中止し、又は廃止するときは、すみやかに別に定める補助金交付申請取下げ届を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該補助金の交付決定を取り消すものとする。

(補助対象事業の変更)

- 第9条 補助事業者は、第7条の規定による補助金交付決定を受けたのち、補助対象事業の内容 に変更が生じる場合は、軽微なものを除き、すみやかに別に定める補助金交付変更申請書に関 係書類を添えて、市長に申請しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による補助金交付変更申請があったときは、その内容を審査のうえ、適 当と認めたときは、別に定める補助金交付変更通知書により補助事業者に通知するものとする。 (事故報告)
- 第10条 補助事業者は、事故等の発生により補助対象事業が予定の実施期間内に完了しないと き又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、すみやかに別に定める事故報告書を市長に 提出しなければならない。

(完了実績報告)

- 第11条 補助事業者は、分析調査事業が完了したときは、別に定める完了実績報告書(分析調査事業)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、除去等事業が完了したときは、別に定める完了実績報告書(除去等事業)に 関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 3 前2項の書類は、事業完了の日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による完了実績報告を受けた場合において、当該報告の内容が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、別に定める補助金額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

- 第13条 補助事業者は、前条に規定する補助金の額の確定通知を受けた場合、別に定める補助金交付請求書に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による補助金の交付請求に基づき、補助金を交付するものとする。 (交付決定の取消し)
- 第14条 市長は、補助事業者が、規則に定めるもののほか、次の各号の一に該当すると認める ときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。
 - 一 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
 - 二 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。
 - 三 第3条に定める補助金の交付対象者に該当しないことが判明したとき。
 - 四 その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。
- 2 市長は、施工者が、暴力団、暴力団員、並びに暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者であることが判明したときは、補助金の交付決定を取り消すことができるものとする。
- 3 前2項の規定は、第12条に規定する補助金の額の確定通知を行った後においても同様とする。
- 4 市長は、第1項又は第2項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消したときは、別に定める補助金交付決定取消通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

- 第15条 市長は、前条の規定により補助金交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、 当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、別に定める補助金返還命令書により、補助金の返還を命ずるものとする。
- 2 補助事業者は、前項に規定する命令を受けたときは、補助金返還命令書に記載する期日までに当該補助金を返納しなければならない。

(照会並びに検査等の実施)

- 第16条 市長は、第14条第1項及び第2項に該当するものがないか確認するため、必要に応じて、関係機関への照会並びに補助対象事業の検査を実施することができる。
- 2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助対象建築物のアスペスト粉じん除去等が適切に図られるよう必要な措置を講ずるよう指導することができる。 (書類の整理)
- 第17条 補助事業者は、補助金の使途に関する領収書等の関係書類を整理し、補助金交付決定 を受けた年度終了後5年間保存しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

- 第18条 第6条の規定にかかわらず、電子情報処理組織(市の機関等の使用に係る電子計算機と 申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をい う。)を使用して申請を行わせることができる。
- 2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規 定した第6条に規定する書面等により行われたものとみなす。
- 3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の市の機関等の使用に係る電子計算機に備えら

れたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。 (委任)

第19条 この要綱の実施に関し必要な事項は、都市戦略局長が定める。 付 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。 付 則(平成20年12月15日改正)

この要綱は、平成20年12月15日から施行する。 付 則(平成21年7月3日改正)

この要綱は、平成21年7月3日から施行する。 付 則(平成23年4月1日改正)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。 付 則(平成24年4月1日改正)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。 付 則 (平成27年9月11日改正)

この要綱は、平成27年9月11日から施行する。 付 則 (平成28年5月25日改正)

この要綱は、平成28年5月25日から施行する。 付 則 (平成30年9月14日改正)

この要綱は、平成30年9月14日から施行する。 付 則(令和元年5月1日改正)

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。 付 則(令和5年4月1日改正)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。 付 則(令和6年4月1日改正)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。 付 則(令和7年4月1日改正)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

- 1 分析調査事業に係る基準
 - (1) 分析機関は、社団法人日本作業環境測定協会が公表した「石綿含有の有無の判定及び石綿の含有率の測定が可能な石綿含有率分析可能機関」であること。
 - (2) 分析調査は、JIS規格による方法とし、全ての種類(6種類)のアスベストについて重量比 0.1%を超えるかどうかを分析すること。
 - (3) 分析調査は、建築物石綿含有建材調査者による調査に基づき実施すること。
- 2 除去等事業に係る基準
 - (1) 施工者は、次のいずれかの者であること。
 - ア 財団法人日本建築センターが審査証明した「吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理 技術」を有する者。
 - イ 建設業労働災害防止協会が発行する「建築物解体等における石綿粉じんへの暴露防 止マニュアル」に従って施工することができる者。
 - (2) 除去工事等は、前号に掲げる施工者の区分に応じて、それぞれに規定する処理技術又はマニュアルに従って行うものであること。
 - (3) 除去工事等は、実施計画の策定等を建築物石綿含有建材調査者が行うとともに、当該計画に基づく現場体制に基づき実施すること。
 - (4) 除去工事等のうち、アスベストを封じ込める措置を行う場合は、建築基準法第37条 第1項第2号に基づく認定を受けた石綿飛散防止剤を使用すること。
 - (5) 除去工事等の施工にあたっては、アスベスト関連法令及び労働安全衛生法等の施工に関する法令の基準を遵守すること。
 - (6) 除去工事等を行った後の補助対象建築物は、建築基準法関係規定(建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に規定する建築基準関係規定をいう。)に適合するものであること。